

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	給水装置の新設等の申込み	
根拠条例等・条項	堺市水道事業給水条例 第11条及び堺市水道事業給水条例施行規程第2条	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
<p>審 査 基 準</p> <p>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第2条 条例第11条の規定により給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、給水装置工事申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) 平面図</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類</p> <p>2 工事申込者は、当該工事が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に管理者と協議を行い、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) 貯水槽方式により給水する工事</p> <p>(2) 直結増圧方式により給水する工事</p> <p>(3) 3階建て以上5階建て以下の建物で直結直圧方式により給水する工事</p> <p>(4) 口径30ミリメートル以上の給水主管の布設を伴う工事</p> <p>(5) メーターの口径が30ミリメートル以上の工事</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める工事</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特に必要があると管理者が認める場合における給水装置の構造及び材質の基準適合の確認について必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>4 工事申込者は、当該工事の変更又は取下げをしようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>・ 7日 但し道路掘削及び道路占用を伴う工事については着工まで40日</p>
	標準処理期間を設定できない理由	